

○ 経済産業省
国土交通省 令第 号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正）

第一条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 国土交通省 令第一号）の一部

を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応する規定を掲げていないものは、これを加える。

改正後	(建築物エネルギー消費性能基準) 第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分という。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この号において同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。 イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計一
改正前	(建築物エネルギー消費性能基準) 第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分という。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。 イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算

次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいい、非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする非住宅部分と同一の部分に限る。以下このロにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて住宅部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ(2)及びロにおいて同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれか（住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、(2)）に適合すること。ただし、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより(1)及び(2)に適合させることが困難なものととして国土交通大臣が定める基準に適合するものについては、この限りではない。

(1) (略)
(削る)

出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(2) (1) (略)

(1)の国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデ

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) (略)
(削る)

(2) (略)

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか（複合建築物の増築又は改築をする場合にあつては、イ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて複合建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする複合建築物の部分）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ・ロ (略)

2|| 前項の住宅部分（以下「住宅部分」という。）は、次に掲げる建築物の部分とする。

一 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室（当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。）

二 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これ

ル住宅（国土交通大臣が構造に依じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

(3) (略)

ロ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) (略)

(2) 住宅部分の一次エネルギー消費量モデル住宅（国土交通大臣が設備に応じて住宅部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(3) (略)

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか（法第十一条第一項に規定する特定建築行為（法附則第三条第一項に規定する特定増改築を除く。）に係る建築物にあつては、イ）に適合するものであること。

イ・ロ (略)

(新設)

らに類する建築物の部分であつて、居住者の専用に供するもの（前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。）

三 集会室、倶楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

3|| 第一項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

（住宅部分の設計一次エネルギー消費量）

第四条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W + E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

（この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

E_T 設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

E_H 暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_C 冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_V 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

2|| 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

（住宅部分の設計一次エネルギー消費量）

第四条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）並びに第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W + E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

（この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

E_T 設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

E_H 暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_C 冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_V 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_L 照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール) E_W 給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。) () の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール) E_S エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール) E_M その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)	2 (略) 3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。) は、次の各号のいずれかの数値とする。	1・2 (略) 4 (略)	(住宅部分の基準一次エネルギー消費量) 第五条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。) 及び第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。) とする。 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_M) \times 10^{-3}$ (この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。 E_{ST} 基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)
--	---	-----------------------------	---

E_L 照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール) E_W 給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。) () の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール) E_S エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール) E_M その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)	2 (略) 3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。) 及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量は、次の各号のいずれかの数値とする。	1・2 (略) 4 (略)	(住宅部分の基準一次エネルギー消費量) 第五条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。) 及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。) 並びに第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。) とする。 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_M) \times 10^{-3}$ (この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。 E_{ST} 基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)
--	--	-----------------------------	---

でない。

一・二 (略)

2 特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等に係る法第二十二條第一項の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第九條の二 特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る法第二十五條第一項の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

2 特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る法第二十五條第一項の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

でない。

一・二 (略)

2 特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等に係る法第二十九條第一項の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第九條の二 特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る法第三十二條第一項の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

2 特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る法第三十二條第一項の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一～三 (略)

附則

(経過措置)

第二十条 この省令の施行の際現に存する建築物（令和四年十月一日以後にする法第二十九条第一項の認定の申請に係るものを除く。次項及び次条において同じ。）の非住宅部分について、第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条中「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{st} = (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 10^{-3}$ 」とする。

2 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第十条第一号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

(削る)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一～三 (略)

附則

(経過措置)

第二十条 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅又は法第二十七条第一項の規定による評価及び説明に係る住宅であつて、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

第三十条 この省令の施行の際現に存する建築物（令和四年十月一日以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るものを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）の非住宅部分について、第三条及び第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間、第三条第一項中「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあり、第十二条中「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{st} = (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 10^{-3}$ 」とする。

2 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第十条第一号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第十四条の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項中「 $E_{st} = \{ (E_{st} + E_{sc} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{st} = (E_{st} + E_{sc} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と、同条第三項中「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sefv}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのを「 $E_{st} = (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sefv} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と改め、
(削る)

2 (並)

別表第一 (第三条関係)

規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1) 非住宅部分の床面積 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 (平成二十八年政令第八号) 第三条	事務所等	0.8
(2)	ホテル等	0.8

第四条 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第一条第一項第二号の規定を適用する場合には、同号ロ(1)に適合する場合に限り、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

2 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十四条の規定を適用する場合には、当分の間、第五条第一項中「 $E_{st} = (E_{st} + E_{sc} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{st} = \{ (E_{st} + E_{sc} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」と、同条第四項中「適用する。」とあるのは「適用する。」の場合において、同条第一項中「 $E_{st} = (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sefv} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのを「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sefv} + E_M) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」と改め、第十四条第一項中「 $E_{st} = \{ (E_{st} + E_{sc} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのを「 $E_{st} = (E_{st} + E_{sc} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と、同条第三項中「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sefv}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのを「 $E_{st} = (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sefv} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と改め、
3 (並)

別表第一 (第三条関係)

規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1) 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 (平成二十	事務所等	0.8
(2)	ホテル等	0.8

(3)	に規定する床面積（非住宅部	病院等	0.85
	分の増築又は改築をする場合		
(4)	にあつては、当該増築又は改	百貨店等	0.8
	築に係る部分の床面積）をい		
(5)	う。以下この表において同じ	学校等	0.8
	。）の合計が二千平方メー		
(6)	ル以上であること。	飲食店等	0.85
(7)		集会所等	0.85
(8)		工場等	0.75
(9)	非住宅部分の床面積の合計が		1.0
	二千平方メートル未満である		
	こと。		
備考（略）			

(3)	八年政令第八号）第四条第一	病院等	0.85
	項に規定する床面積をいう。		
(4)	以下この表において同じ。）	百貨店等	0.8
	の合計が二千平方メートル以		
(5)	上であること。	学校等	0.8
(6)		飲食店等	0.85
(7)		集会所等	0.85
(8)		工場等	0.75
(9)	新築、増築又は改築後の非住		1.0
	宅部分の床面積の合計が二千		
	平方メートル未満であること		
	。		
備考（略）			

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年

経済産業省
国土交通省

令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附 則 （経過措置） 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）<u>第二十九条第一項の認定（法第三十一条第一項の変更の認定を含む。）の申請であつて、この省令の施行の際現に存する建築物（この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする法第二十九条第一項の認定の申請に係るもの（次項及び第四項において「施行日以後認定申請建築物」という。）を除く。）に係る認定については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。</u>
改正前	附 則 （経過措置） 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）<u>第三十四条第一項の認定（法第三十六条第一項の変更の認定を含む。）の申請であつて、この省令の施行の際現に存する建築物（この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るもの（次項及び第四項において「施行日以後認定申請建築物」という。）を除く。）に係る認定については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。</u>

第三条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年
国土交通省 経済産業省

令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第四条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年
国土交通省 経済産業省

令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項を削り、附則第三項を附則第二項とし、同項に見出しとして「
（経過措置）」を付する。

附 則

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等
の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。